

直方葬祭

は 他社積立金を  
ムダにしません!



マスコット  
ひなちゃん

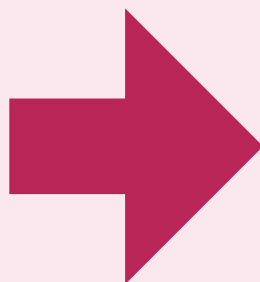
ご葬儀をご依頼いただいた方で、他社積立金のご解約がある場合、  
解約手数料1口分を葬儀費用から差し引き、もしくは払い戻しさせていただきます。

※当社規定のプランに限ります。詳しくはお尋ねくださいませ。

## 【解約・お支払い金額イメージ】

- ① 互助会は解約できます。
- ② 積み立てた分のお金は返金されます。
- ③ 解約手数料は直方葬祭が負担いたします。

【積立金：300,000円の場合】



直方葬祭  
が負担いたします

解約手数料当社負担額(おおよそ)

30,000円

互助会解約返戻金(おおよそ)

270,000円

※加入会社、加入年度により、返金額及び解約手数料が異なりますので、概算でのご案内となります。

※解約金額ならびに手数料が分かる書面をご用意ください。

## 互助会を解約するのに必要なものと手順

### ●解約に必要なもの

- ・加入者証(会員証)
- ・印鑑
- ・本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)
- ・銀行などの口座番号(払戻金の振込みのため)

### ●解約の手順

- ① 加入者ご本人が互助会に連絡し、解約の意思を伝える。
- ② 解約書類を送付してもらうか窓口に出向き、捺印した提出書類が受理され次第解約。
- ③ その後、払戻金が指定口座に振り込まれる。

### 解約窓口

ご加入の互助会窓口にお問い合わせください。

### 解約させてくれない場合の対処法

互助会に「解約をしたい」と伝えても、スムーズに受け付けてくれない場合があります。  
なかなか解約できない場合は、経済産業省の窓口などに相談しましょう。

- 全日本冠婚葬祭互助協会 契約者相談室: ☎0120-034-820
- 消費者相談室 九州経済産業局: ☎092-482-5457・5458

- 互助会の解約代行サービス

詳しくは... **0949-24-4444** までご相談ください。